

# US Trends

## 来月の雇用統計に向けて

発表日：2014年1月15日(水)

～失業率には一段の低下圧力～

第一生命経済研究所 経済調査部  
主席エコノミスト 田中 理  
03-5221-4527

- ◇ 上院は14日、昨年末に打ち切られた緊急失業給付の延長法案を否決した。給付延長費用の捻出方法や延長の期間などを巡って、民主・共和党間の協議はひとまず物別れに終わった。
- ◇ 失業給付の受給要件を満たすには、前週の求職活動実績が必要となる。緊急失業給付を打ち切られた受給者の一部は、求職活動を休止していることが考えられる。1月の雇用統計では、こうした労働市場からの退出者が非労働力人口としてカウントされ、失業率に低下圧力が及ぶことになる。12月に下振れした非農業部門雇用者数の反動とともに、次の雇用統計では強めの数字が出る可能性がある。

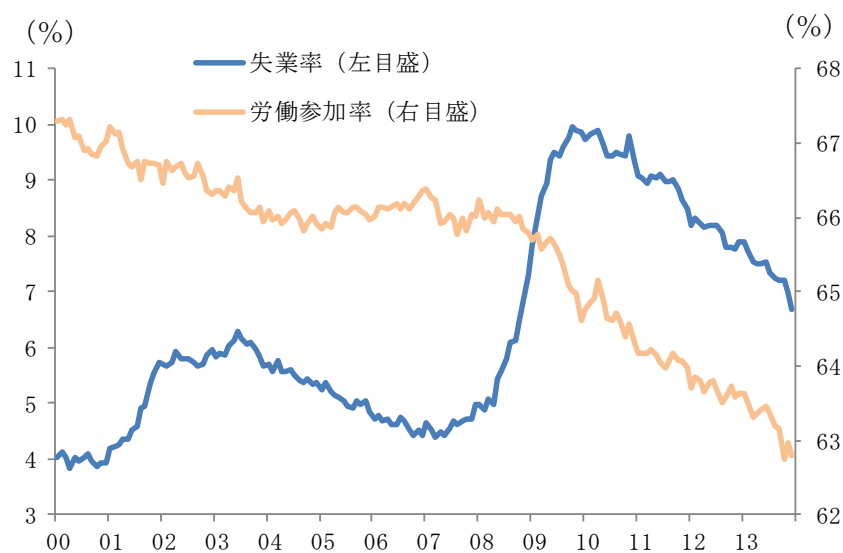
米国の議会上院は14日、昨年12月28日に失効した緊急失業給付（EUC）の延長法案を否決した。民主党が55議席で多数派を握る上院（定数は100議席）では、7日に共和党の6議員が採決開始に賛成票を投じたことで法案成立に向けて前進するとの期待も高まったが、給付延長費用をどのように捻出するか、給付をどの程度の期間延長するか、再就職を促す制度設計の見直しを巡って、民主・共和党間の対立は平行線のまま解消されなかった。延長法案の成立には60以上の賛成票が必要だったが、14日の採決では、①11月まで給付を延長する代わりに自動歳出削減プログラムの適用を2024年度まで1年間延長する法案が賛成52・反対48で、②予算措置を盛り込まない3ヶ月間の延長法案は賛成55・反対45で、何れも否決された。

これまで再三指摘している通り、緊急失業給付が打ち切られた約130万人の受給者のうち、一部が職探しを諦めて労働市場から退出すれば、労働参加率の低下を通じて失業率には低下圧力が及ぶことになる。失業給付は毎週延長されるかどうか判定され、受給要件を満たすためには毎週3つ以上の求職に関連した活動をしなければならない。前の週の活動実績に基づき、翌週の日曜日から金曜日の間に給付を申し込む。つまり、昨年12月22日～28日の週に緊急失業給付を受給するためには（これが打ち切り前の最後の給付）、12月15～21日の間に求職活動をしておく必要があったことになる。単に失業給付の受給要件を満たすために求職活動をしていた失業者がいたとすれば、12月22日以降は求職活動を休止している可能性がある。

ちなみに、雇用統計の調査週は12日を含む週で、2月7日に発表される1月の雇用統計の調査週は1月12日～18日となる。米国の雇用統計では、16歳以上人口のうち、①調査週を含む過去4週間以内に求職活動を行ったが、有給の仕事に従事しなかった者を失業者と、②調査週を含む過去4週間を通じて、労働の意志がなかった（求職活動を行わなかった）者を非労働力人口と定義している。したがって、1月の雇用統計では、昨年12月22日～今年の1月18日までの間に求職活動をしたか否かが、失業者と非労働力人口を隔てることになる。こうした失業率の定義と緊急失業給付の打ち切りスケジュールを考えると、1月の雇用統計では労働参加率が一段と低下する可能性が高い。

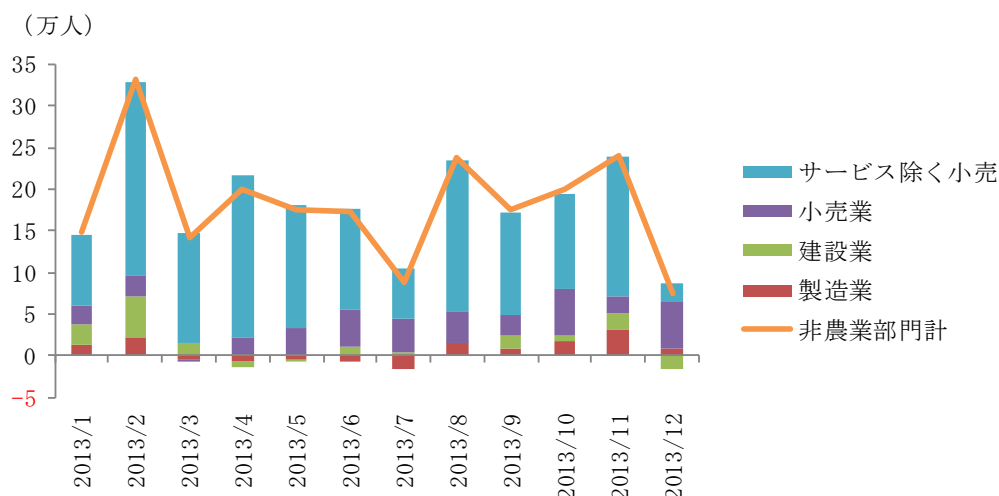
10日に発表された昨年12月の雇用統計では、失業率こそ労働参加率の大幅な低下で6.7%まで低下したが（図表1）、非農業就業者数が前月差で7万4千人の増加にとどまり、雇用拡大ペースが大きく鈍化した。就業者数の鈍化は、悪天候による建設業や余暇関連サービスの下振れに加え、ここ数ヶ月やや出来すぎの感があったサービス業の反動も加わったとみられる（図表2）。次回1月の雇用統計では、天候要因の剥落や反動減の解消で非農業部門就業者の増勢が再加速する一方、緊急失業給付の打ち切りの影響で失業率が一段と低下し、F R Bがゼロ金利継続の条件とする6.5%にさらに近づく可能性がある。

（図表1）米国の失業率と労働参加率の推移



出所：米労働省資料より第一生命経済研究所が作成

（図表2）米国非農業部門雇用者数の前月差推移



出所：米労働省資料より第一生命経済研究所が作成

以上